

府中市こどもの国 指定管理者募集要項

令和8年8月

広島県府中市

府中市こどもの国指定管理者募集の概要

月 日	項 目	申込者（参考）
令和8年8月26日（水）	募集要項・仕様書の公表・配布 申込書等受付開始 質問書受付開始	指定申込書等の作成・提出 （質問がある場合）質問書の作成・提出
令和8年9月3日（木）	質問書提出期限	
令和8年9月8日（火）	質問書回答期限	質問に対する回答受領
令和8年9月28日（月）	申込書等提出期限 第1次審査（提出書類等確認）	
令和8年10月13日（火）	第1次審査結果通知 ※審査会日程通知	第1次審査結果受領（審査会日程受領） プレゼンテーションの準備
令和8年10月19日（月）～23日（金）	第2次審査（審査会）	プレゼンテーションの実施
令和8年11月6日（金）	最終審査結果通知・公表	最終審査結果通知受領

府中市こどもの国指定管理者募集要項

府中市（以下「市」という。）では、市が設置する府中市こどもの国について、当該施設の利用を通じて、安全安心な環境の中で子どもたちが様々な体験をし、個性や創造性、豊かな心を育み、郷土への愛着を深めるとともに、将来にわたって持続可能な魅力ある施設運営を行うため、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

府中市こどもの国（POM）

(2) 所在地

広島県府中市土生町1581番地7
1581番地11
1582番地1
1582番地2
1587番地1
1587番地3の一部
1587番地7 ほか

(3) 設置目的

こどもに考え、学び、遊ぶ機会を与え、自然に囲まれた環境で個性と創造性を育み、木をこどもの頃から身近に使っていくことを通じて人と森、木との関わりを主体的に考えることのできる豊かな心を醸成するとともに、郷土への愛着心を深め、もってこどもの健全な成長に寄与することを目的とします。

(4) 施設の規模等

ア 敷地面積 11,457.50㎡

イ 主な施設

<こどもの広場>

敷地面積 2,567.32㎡

多目的広場で遊具や運動による遊びを行うスペース

大型遊具及びトイレ棟スペース

<桜づつみ>

敷地面積 1,318.50㎡

芦田川の河川敷を利用し桜の植樹を行った憩いのスペース

<水辺のプラザ>

敷地面積 5,228.00㎡

水辺で豊かな自然に親しむことができるスペース

<府中市児童会館>

敷地面積 2, 343. 68㎡

建築面積 761. 68㎡

延床面積 1, 346. 02㎡

施設の概要

構造	鉄骨造	
階数	2階建て（屋上テラスあり）	
本体建物延床面積	1346.02㎡（1階 674.13㎡、2階 624.25㎡、屋上 47.64㎡）	
主な部屋の概要	1階	木育プレイルーム おおむね3歳～小学生が対象の大型木製遊具のある部屋 木育ひろば おおむね0～2歳の子どもの対象の木にふれて遊ぶ部屋 ロッククライミングルーム おおむね小学生が対象のボルダリングとネット遊具の部屋 一時預かり室 生後6か月以降の乳幼児等対象の一時預かり室 ※ その他、図書コーナー、事務室等があります。
	2階	ラスカルジム（屋内体育室） バドミントンなど軽スポーツが楽しめ、また、マット運動の設備も有する部屋 ポムズキッチン（調理室） 昇降式の調理台を備えた部屋 クラフトファクトリー（工作室） 電動工具（糸鋸など）を備えた木工・手芸・紙工作など多目的な創作活動の部屋 アクトギャラリー（サークル活動室） 壁一面を大型の鏡張りとしたダンスサークル活動の部屋。また、茶道教室など各種サークル活動にも利用できる部屋。 ※ その他、ラウンジ等があります。
	屋上	テラス

<駐車場>

車51台（障害者用含む）

<駐輪場>

35台

<その他付帯施設等>

別添「府中市こどもの国指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（5） 利用実績等

府中市ホームページ掲載の業務点検の評価結果を参照

<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/soumubu/soumuka/siteikanri/8279.html>

2 指定管理者が行う業務

- ① 府中市こどもの国の使用許可に関すること。
- ② 府中市こどもの国の使用料等に関すること。
- ③ 府中市こどもの国の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ④ 府中市こどもの国の運営企画に関すること。
- ⑤ 府中市こどもの国条例（平成5年府中市条例第1号）第4条に規定される事業の実施に関すること。
- ⑥ その他、仕様書のとおり。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 指定管理料

指定管理業務に係る経費（以下「当該経費」という。）については、府中市と指定管理者が協議の上で、原則として管理運営費提案書（様式第6号）記載の額を上限として協定締結時に決定するものとします。

管理費の一部費目については、令和5年度から令和7年度の実績（下記A～C表）を参照してください。

当該経費については会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払われるものとし、各年度の支払い方法は、別途締結する協定書で定めます。なお、返還・追加については別途協議して決定するものとします。

【指定期間（5年間）における指定管理料合計の上限額】

29,000万円（消費税及び地方消費税含む。）

【A表】

項目	摘要
人件費	給与、手当、社会保険料等、臨時職員賃金、福利厚生費
事務費	旅費、役務費、備品・消耗品費、リース費、損害賠償保険費、広報紙作成・印刷経費、その他運営管理費等経費等
事業費	イベント・教室開催に係る経費（報償費、行事・事業費）
管理費	需用費等（水道光熱費・清掃管理費・保守委託費・修繕費等）、警備委託費、車両費、損害賠償保険費、関係団体会費

【B表】

項目	R5実績	R6実績	R7実績
管理費のうち需用費等	7,762,000円	7,505,000円	7,205,000円

【C表】

項目	R5実績	R6 実績	R7 実績
管理費のうち関係団体会費 (団体寄付金並びに会費)	0 円	0 円	0 円

5 選定方法

府中市こどもの国事業計画書（様式第3号）等による公募型プロポーザル方式

6 応募資格

- ① 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体等が構成するグループ含む。）で、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成15年規則第64号）第3条の規定による。
- ② 次に掲げるいずれにも該当しない者
 - ア 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者など、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

※単独で応募した法人等は、グループでの応募の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。応募書類提出後の代表する法人等の変更、グループを構成する法人等の変更は認められません。

7 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布・配信方法
市ホームページからダウンロード又は子育て応援課において手渡し配布
- ② 配布場所 広島県府中市府川町315番地
府中市健康福祉部子育て応援課こども施設係
TEL 0847-44-9148
FAX 0847-46-3450
メール kosodate@city.fuchu.hiroshima.jp
- ③ 配布・配信期間
令和8年8月26日（水）～令和8年9月28日（月）午後5時
（配布（手交）時間は開庁日の午前8時30分～午後5時15分）

(2) 応募に関する質問の受付

- ① 受付期間

令和8年8月26日（水）～令和8年9月3日（木）午後5時

② 提出方法

「府中市こどもの国指定管理業務に係る質問書」（様式第1号）を電子メールに添付し提出してください。

③ 送信先

メール kosodate@city.fuchu.hiroshima.jp

④ 回答方法

回答期限は令和8年9月8日（火）とし、市ホームページにて公開します。

（3） 指定申込書等の提出（第1次審査）

本業務に関し指定を希望する者は、次により指定申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に提出書類を添えて郵送若しくは持参により提出してください。

なお、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め申込書にその旨を明記してください。

① 提出期間

令和8年8月26日（水）～令和8年9月28日（月）

（持参の場合は開庁日の午前8時30分～午後5時15分）

② 提出書類

（アからコまでについて順に綴ること。）

ア 申込書

イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ウ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の記載事項証明
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など

エ 法人等又はその代表者が応募資格を持たない者（「6 応募資格」を参照のこと。）に該当しないことを証する書類

【書類の例】

「6 応募資格」における要件	証する書類
①	申込資格に関する誓約書（別記様式第2号） 税の滞納（未納）がないことを証する書類（注）
②	誓約書（任意様式）

（注）税の滞納（未納）がないことを証する書類

（ア）申込書記載の所在地が発行した市（区・町・村）税完納証明書（原本）

（イ）直近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）

※ （ア）（イ）ともに申込書提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限りません。

※ （ア）について、納税義務がない場合は、申込資格に関する誓約書

(別記様式第2号)に理由を記載してください。

オ 事業者の概要

A4版1枚(両面可)にまとめてください。(様式任意)

カ 府中市こどもの国事業計画書(様式第3号)

(ア) 施設の管理運営に係る経営方針・管理運営体制(職員配置、採用等)

(イ) 指定予定期間内の年度ごとの自主事業計画書

(様式第3号別紙1, 2)

※ 子育て支援に関する事業で、自主事業として独立採算制で運営可能な事業がありましたら提案してください。記入に当たっては、料金等具体的運営方法を記入してください。

(ウ) 児童会館事業計画書(様式第4号)

※ 児童会館において実施を予定している事業内容について、全て具体的に記載すること。記載内容を満たしていれば任意様式でもかまいません。

キ 管理体制計画書及び館長配置予定者の履歴書(任意様式)

ク 収支計画書

(ア) 各年度の管理に関する業務の収支予算書(様式第5号)

(イ) 各年度の管理運営費提案書(様式第6号)

ケ 申込書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書(経営の状況を明らかにする書類)

※ 新たに設立される法人等については、申込書を提出する日の属する事業年度に係るもののみで足りることとします。

コ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類(任意様式)

次の内容等が記載されたものとしますが、同種又は類似の施設の管理運営実績のない法人等の場合は、特に提出の必要はありません。

(実績を証する書類の例)

- ・ 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模(面積や建物の概要等)、施設の年間集客数等
- ・ 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
- ・ 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等業務経歴書(任意様式)

なお、運営している児童厚生施設や類似施設のパンフレット等があれば添付してください。

※複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、すべての事業者について上記イからオ及びケ、コについて提出するとともに、グループ構成員のわかる書類、委任状(いずれも様式任意)、協定書等の写しを提出してください。

※上記のほか、審査において必要な書類の提出を求める場合があります。

③ 提出方法

郵送（必着）又は持参

提出書類を封筒に入れ、封筒に参加団体の商号又は名称及び「指定申込書類
在中」と記載すること。

なお、郵送の場合は、上記提出期間内に提出先へ届いたものに限り受け付け
ます。

④ 提出先

〒726-8601

広島県府中市府川町315番地

府中市健康福祉部子育て応援課こども施設係

TEL 0847-44-9148

⑤ 提出部数

正本及び副本8部の合計9部

(4) 参加の辞退

申込書を提出後に申込みの辞退を希望される場合は、速やかに「指定申込辞退届書」
(様式第2号)を(3)④の提出先まで提出してください。

(5) 第1次審査

(3)により提出された書類をもとに、応募資格(6 応募資格参照のこと。)に関
する確認審査を行います。審査に当たっては、個別に応募内容の確認を行うことがあ
ります。

第1次審査の結果については、申込者全員に対し、電子メールにて令和8年10月
13日(火)までに通知します。

(6) 第2次審査

選定審査会において、提出された書類及びプレゼンテーションに基づく総合的な評
価による審査を行い、審査した各審査員(持点100点)の評価点の合計点の最も高
い者1者を指定管理者の候補者として選考します。

① プレゼンテーション審査

(ア) 日時

令和8年10月19日(月)～10月23日(金)の間で設定

(イ) 場所

府中市役所本庁舎内

(ウ) その他

詳細については、第1次審査を通過した申込者に対し、第1次審査の結果と併
せて、電子メールにて令和8年10月13日(火)までに通知します。

② 第2次審査における審査区分及び評価項目

ア 審査区分

- ・業務実施力・企画力
- ・運営体制・取組姿勢
- ・経費の縮減

イ 評価項目

- ・利用者サービスの向上・確保
- ・利用促進、新たなイベント提案
- ・コンセプトの理解及び企画提案
- ・維持管理水準の妥当性
- ・経営状況・信頼性
- ・地域貢献や取組姿勢
- ・管理運営費提案額

※別紙審査項目のとおり

(7) 選定結果の通知

第1次審査を通過した申込者に対し、11月6日（金）までに文書で通知するとともに、市ホームページにて公開します。

8 指定管理者の指定、協定の締結及び指定管理料

(1) 指定管理者の指定

議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、12月下旬の予定です。

(2) 協議

指定管理者指定後、指定管理者と改めて協定内容について協議を行い、協定を締結します。協定が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとします。

なお、議会により指定議案が否決されたとき、指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき、指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき等、指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合においても次点者と交渉を行う場合があります。

新たに指定管理者を選定するときは、速やかにその旨を新候補者に通知することとしますが、この場合において他の申込者に対する通知は行いません。

(3) 協定

協定の主な内容は、次のとおりです。

- ・協定の目的及び指定の意義
- ・業務に関する基本的な事項（管理業務の範囲、施設名、指定期間等）
- ・指定管理料に関する事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・事業報告・業務報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- ・ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ・ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- ・ その他

(4) 指定管理料

各年度の金額については、管理運営費提案書（様式第6号）により提出された金額を上限とし、再度見積りを徴取し市及び指定管理者の間で協議を行ったうえで決定するものとします。

9 準備行為

指定管理者は、3による指定期間にかかわらず、協定締結日から令和9年3月31日までの間を準備期間とし、児童厚生員等職員の確保などを行うものとします。なお、備品の確認等、指定管理業務及び準備行為の遂行にあたり必要な事項に関する市との協議については、指定管理者選定後に行うものとします。なお、開設の準備に要する費用は、指定管理者の負担とします。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、一時預かり事業及び業務を効率的に行ううえで必要な業務については、市と協議のうえ業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、本業務の実施に当たり府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第21号）及び府中市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年規則第33号）に基づき個人情報を適正に管理することとします。

(3) 守秘義務

指定管理者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。契約の終了後においても同様とします。

11 業務の継続が困難となった場合の措置

本指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとします。

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は指定の取り消しができるものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- ② 災害その他不可抗力等、市及び指定管理者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

- ③ 一定期間内に調整が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。

12 指定管理者の引継ぎ

(1) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了又は指定の取り消し等により管理者の変更があった場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく事業の業務が遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。特に必要なデータ等は遅滞なく提供することとし、施設等の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意してください。

(2) 雇用

指定管理者の変更があった場合において、指定管理者の職員が継続して勤務を希望する場合には、次期指定管理者はその雇用に努めるものとします。ただし、当該職が継続勤務を希望する場合に必ず雇用する必要はなく、また同一の勤務条件等で雇用する必要はありません。

13 指定管理者の評価

毎年度、評価について様式を作成し、ホームページ等で公開することがあります。

14 その他

(1) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて申込書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の申込書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き認めません。

(3) 提出書類の返却等

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 開示

提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。

(5) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(6) 異議

審査結果についての異議の申立ては受け付けません。

(7) 事業報告・業務報告

毎年度事業報告を求めること、また必要に応じて業務報告を求めることがあり、場合によっては指定の取消し及び管理業務の停止があり得ることにご留意ください。

(8) 責任分担

責任分担の考え方は、おおむね下表のとおりとします。なお、詳細は、協定書の中で定めるものとします。

項 目	指定管理者	市
施設の維持管理	○	
施設内機械設備の維持管理	○	
施設内備品の維持管理	○	
使用料等の徴収、収納	○	
施設の利用許可等	○	
施設の修繕（小規模）	○	
事故・火災等による施設備品の修繕	○	○
使用者（利用者）の被災	○	○
大規模修繕		○
施設に係る各種保険加入等	○	○
包括的管理責任		○

※不可抗力による減収があった場合は、両者で協議することとします。

15 問い合わせ先

〒726-8601

広島県府中市府川町315番地

府中市健康福祉部子育て応援課こども施設係

TEL 0847-44-9148

Fax 0847-46-3450

メール kosodate@city.fuchu.hiroshima.jp

以 上